

（一八五三）

嘉永六年八月

離縁状（二通）〔A〕

差出申一札

一此度、とも女与申女、我等勝手ニ付  
離別致候、然ル上者、向後何  
方江縁組候共、我等方ニにていつきい  
差構無レ之、如レ件

嘉永六丑

八月日

政之助（爪印）

ともとの

暇状之事

一此度、其元との江暇遣申候処

実正也、何方江共縁付被レ致候

一言之申分無ニ御座候

為後日仍而如レ件

西八月四日

豊治郎（爪印）

とめ殿